

## 4. 調査結果まとめ

### 4.1 調査結果のまとめ

本調査では、地方公共団体犯罪被害者等施策担当窓口部局へのアンケート及びインタビューから、施策の推進に関する進捗や先進的な取組事例を把握し、地方公共団体における犯罪被害者等施策の推進状況について分析した。

本調査結果の概要については、以下のとおりである。

#### (1) 担当部局の確定状況、犯罪被害者等に対する対応窓口の設置状況

- ・犯罪被害者等施策の担当窓口部局は、都道府県、政令市では全て確定しているものの、政令市を除く市町村では、23.3%（416市町村）が確定しておらず、そのほとんどが確定見込み時期は未定としている。
- ・犯罪被害者等からの相談・問い合わせ等に対応する総合的な対応窓口を設置・設置予定の団体は、都道府県では44（93.7%）、政令市では12（66.7%）、市町村では753（42.3%）となっている。都道府県、政令市では約6割が専用窓口、市町村では約9割が共用窓口である。
- ・総合的な対応窓口の設置予定のない団体のうち、必要性を感じていないと回答した団体（都道府県・政令市3（33.3%）、市区町村202（19.8%））は、その理由について「既存の各種相談窓口で十分に対応できる」、「相談の対象となる被害者等が少ない」といった理由を挙げている。また、設置予定はないが必要性は感じていると回答した団体（都道府県・政令市4（44.4%）、市区町村396（38.8%））は、予定が立たない理由について、「関係機関・団体との連携協力体制が不十分」、「相談・問い合わせに対応できる人材の不足」といった理由を挙げている

#### (2) 条例の制定状況

- ・犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例を制定している団体は、都道府県では18団体（38.3%）、政令市では2団体（11.1%）、市区町村では133団体（7.5%）となっている。
- ・犯罪被害者等に特化した条例（総合的な支援条例や犯罪被害者等に対する見舞金支給条例）を制定しているのは、都道府県が2団体（宮城県、神奈川県）、市町村では57団体となっている。
- ・犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画を策定済み（又は予定）の団体は、都道府県30（63.8%）、政令市5（27.8%）、市町村37（2.1%）となっている。

#### (3) 独自の取組の展開等

- ・犯罪被害者等に見舞金等を支給する制度は、43市町村で導入されている。
- ・犯罪被害者等に対して公営住宅や借上げ住宅への優先入居等の措置を講じている地方公共団体は、都道府県で36団体（78.3%）、政令市で5団体（27.8%）、市町村で45団体

(3.3%) となっている。

※ 公営住宅や借上げ住宅の制度のない地方公共団体を除いた割合

先進的な地方公共団体では、専門の相談員による相談対応、見舞金の支給、住居の提供、ホームヘルパーの派遣等による総合的な支援体制を整備している例が見られる。

## 4.2 まとめ

概観すれば、都道府県、政令市においては犯罪被害者等施策に関する取組が一定程度進みつつあるが、市町村においては、一部に先進的な取組がみられるものの、施策担当窓口部局すら確定していないところが23.3%であるなど、全体的に低調である。

市町村単位で見れば、重大な犯罪被害に遭う住民はごくわずかであり、各種支援制度の実際の適用事例は多くはない。しかし、地域社会において、被害に遭った住民を支える制度の整備は、住民が安心して暮らせる社会づくりに不可欠なものであり、基礎的自治体である市町村の取組は重要である。アンケート調査では、人口規模の小さい団体から「犯罪が少ない」「住民が役場に相談に来にくい」等により犯罪被害者等施策に取組む必要性は低いと認識されている回答が見られたが、インタビュー調査においては、人口規模の小さい団体から「数は少なくともいつでも対応できる環境を置いている」などの回答も寄せられ、人口規模や犯罪発生状況に関わらず、犯罪被害者等基本法の理念を踏まえて積極的に取り組んでいる事例も見られている。

内閣府においては、今後とも、都道府県と連携協力し、手引き書等執務に参考となる資料の作成・配布、先進的な取組事例の紹介、市町村職員向け研修会等の開催などにより、市町村において犯罪被害者等施策に取組む必要性への理解を促進するとともに、地方公共団体における取組の一層の支援を行う必要がある。